

入札・契約制度の改正について

名古屋高速道路公社では、従来から入札契約手続きに係る競争性、透明性を高めるとともに、品質の確保に努めているところですが、更なる強化を図るため、平成25年1月1日から以下の入札・契約制度の改正を行います。

1 一般競争入札における事後審査方式の試行

入札参加者の競争参加資格審査申請に係る事務の負担軽減や発注者の入札事務の効率化を目的として事後審査方式を試行導入します。

(1)事後審査方式

開札(入札)後に最低入札者(総合評価落札にあつては評価値の最も高い者)を落札候補者として、落札候補者についてのみ競争参加資格の審査等を行い、落札者を決定する方式です。

(2)対象

一般競争入札により実施する工事及び業務委託のうち、理事長が定めたもの

2 設計、測量、調査、ボーリング、試験等の委託業務における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の試行

業務委託における著しい低価格での入札を排除し、品質を確保することを目的として、設計、測量、調査、ボーリング、試験等の業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)において、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を試行導入します。

(1)最低制限価格制度

最低制限価格を下回った入札は失格となります。

(2)低入札価格調査制度

調査基準価格を下回った入札は、当該入札価格で適切な履行ができるかどうかについて調査を行います。適切な履行がされないおそれがあると認められる場合は失格となります。なお、調査基準価格を下回った入札のうち、失格判断基準を下回った入札は、調査することなく失格となります。

また、低入札価格調査を経て契約した業務の成績評定点が公社の平均を下回った場合、翌年度以降3年間の入札において、入札価格が調査基準価格を下回っていた場合は失格とします。

(3)対象業務

①最低制限価格制度

競争入札(総合評価落札方式を除く)に付する建設コンサルタント等業務

②低入札価格調査制度

総合評価落札方式により競争入札に付する建設コンサルタント等業務

また、以下のいずれにも該当する業務とする。

ア 公社の有資格業者名簿の登録業種で発注するもの

イ 積算基準が公表されているもの

(4)算定方法

①最低制限価格及び調査基準価格

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額

ただし、予定価格の6/10～8/10(地質調査業務にあっては、2/3～8.5/10)の範囲内で設定

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額×4/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (技術経費を用いる場合)	直接人件費の額 (又は直接人件費+直接費)	技術経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	直接経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (技術経費を用いない場合)	直接人件費の額 (又は直接調査費)	諸経費の額×6/10	—	直接経費の額 その他実費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いる場合)	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×3/10	直接経費の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の額×7.5/10	諸経費の額×4/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×3/10	直接経費の額

②失格判断基準（低入札価格調査制度の適用）

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額×8.5/10	諸経費の額×4/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額×8.5/10	技術料等経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (技術経費を用いる場合)	直接人件費の額 (又は直接人件費+直接費) ×8.5/10	技術経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	直接経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (技術経費を用いない場合)	直接人件費の額 (又は直接調査費) ×8.5/10	諸経費の額×6/10	—	直接経費の額 その他実費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いる場合)	直接人件費の額×8.5/10	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×3/10	直接経費の額
地質調査業務	直接調査費の額×8.5/10	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の額×7.5/10	諸経費の額×4/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額×8.5/10	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×3/10	直接経費の額

(5) 工事の積算基準を用いる委託業務

植栽管理業務委託、設備点検業務委託など工事の積算基準を用いる業務委託についても、**最低制限価格制度**を適用します。

その算定式は、工事の低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式を準用します。

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 8/10 + \text{一般管理費} \times 3/10) \times 105/100$$

ただし、予定価格の 6/10~8/10 の範囲内で設定

《 参 考 》

【事例1: 土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)】

予定価格 30,000千円(税抜き)

(積算内訳)

直接人件費 12,900千円
諸経費 16,500千円
直接経費 600千円

最低制限価格(税抜き)

$$\begin{aligned} &= (\text{直接人件費} + \text{諸経費} \times 6/10 + \text{直接経費}) \\ &= (12,900 \text{ 千円} + 16,500 \text{ 千円} \times 6/10 + 600 \text{ 千円}) \\ &= 23,400 \text{ 千円} \end{aligned}$$

【事例2: 土木関係の建設コンサルタント業務(一般管理費等を用いる場合)】

予定価格 30,000千円(税抜き)

(積算内訳)

直接人件費 13,200千円
その他原価 7,200千円
一般管理費 9,000千円
直接経費 600千円

調査基準価格(税抜き)

$$\begin{aligned} &= (\text{直接人件費} + \text{その他原価} \times 9/10 \\ &\quad + \text{一般管理費等} \times 3/10 + \text{直接経費}) \\ &= (13,200 \text{ 千円} + 7,200 \text{ 千円} \times 9/10 + 9,000 \text{ 千円} \times 3/10 \\ &\quad + 600 \text{ 千円}) \\ &= 22,980 \text{ 千円} \end{aligned}$$

失格判断基準(税抜き)

$$\begin{aligned} &= (\text{直接人件費} \times 8.5/10 + \text{その他原価} \times 9/10 \\ &\quad + \text{一般管理費等} \times 3/10 + \text{直接経費}) \\ &= (13,200 \text{ 千円} \times 8.5/10 + 7,200 \text{ 千円} \times 9/10 + 9,000 \text{ 千円} \\ &\quad \times 3/10 + 600 \text{ 千円}) \\ &= 21,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$